

新規事業への挑戦を後押し！

新事業進出補助金とは

※記事内容は、記事更新日時点の情報です。最新の情報は、必ず省庁や自治体の公式 HP をご確認ください。

「中小企業新事業進出補助金（以降、新事業進出補助金）」は、新市場・新事業への挑戦を後押しし、設備投資などに活用できる制度です。

これまで多くの事業者からのニーズが高かった「事業再構築補助金」が終了し、趣旨が類似する補助金として「新事業進出補助金」が注目を集めています。

そこでこの記事では、新事業進出補助金の概要や基本要件、申請スケジュールなどについて解説します。

新事業進出補助金とは

新事業進出補助金とは、既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進する制度です。

活用イメージ

新事業進出補助金の活用イメージは、次のとおりです。

- 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、新たにウイスキー製造業に進出

いずれも、機械加工、医療機器製造といった既存事業とは異なる事業展開を行っており、それらにかかる設備投資等を支援する制度で、蒸留所のような建物費も補助対象となる点は本補助金の特徴と言えます。

参照：[新事業進出補助金 チラシ](#)

掲載ページ：[中小企業庁 支援策チラシ一覧](#)

制度概要

ここでは、補助対象者や補助対象経費、補助上限額、補助率など、新事業進出補助金の概要を紹介します。

補助対象者

新事業進出補助金の対象となるのは、新たな事業に挑戦する中小企業等です。

対象には、日本国内に本社と事業実施場所を有し、次のいずれかに該当することが求められます。

1. 中小企業基本法に基づく中小企業者
2. 医療法人・社会福祉法人・NPO 法人などの中小企業者等に含まれる法人
3. 商工団体や農業協同組合などの特定事業者
4. 補助対象設備を取り扱う指定のリース会社

なお、事業再構築補助金で交付決定後に採択取消しを受けた事業者や、設立から 1 年未満の企業は申請できません。採択取消しには、採択後に交付決定に至らなかったケースも含まれる可能性があります。

補助対象経費・補助率・補助上限額

新事業進出補助金の補助対象経費・補助率・補助上限額は、次のとおりです。

【補助対象経費】

補助対象経費	● 建物費 ● 機械装置・システム構築費 ● 運搬費 ● 技術導入費 ● 知的財産権等関連経費 ● 外注費 ● 専門家経費 ● クラウドサービス利用費 ● 広告宣伝・販売促進費
--------	--

【補助上限額・補助率】

従業員数	補助上限額	補助率
20 人以下	750 万円～2,500 万円（3,000 万円）	1/2
21～50 人以下	750 万円～4,000 万円（5,000 万円）	
51～100 人以下	750 万円～5,500 万円（7,000 万円）	
101 人以上	750 万円～7,000 万円（9,000 万円）	

建物費、機械装置・システム構築費のいずれかは、必ず補助対象経費に含まれていなければなりません。

これは本補助金が中小企業等が将来にわたって持続的に競争力強化を図る取組を支援することを目的としており、補助対象経費として補助事業の事業化に必要な事業資産（有形・無形）を含んでいる必要があるためです。

補助下限額は 750 万円、補助上限額は従業員数に応じて異なります。

表内に括弧で記載している金額は、大幅賃上げ特例適用事業者に該当する場合の上限額です。

大幅賃上げ特例とは、補助事業実施期間内に、以下の要件をいずれも満たす場合に補助額の上乗せを行うものです。

- （1）補助事業実施期間内に、給与支給総額を年平均 6.0%以上増加させること
- （2）補助事業実施期間内に、事業場内最低賃金を年額 50 円以上引き上げること

なお、本補助金では収益納付は不要です。収益納付とは、補助金の活用によって収益が生じた場合に、その一部を国や自治体に返還する仕組みを指します。

これまで一部の補助金において、収益納付が義務付けられていましたが、本補助金では不要となっています。

参照：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出促進補助金 公募要領](#)

掲載ページ：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出補助金 資料ダウンロード](#)

基本要件

ここでは、新事業進出補助金の基本要件を 7 つ解説します。

（1）新事業進出要件

新事業進出要件として、中小企業庁が「新事業進出指針」において示す「新事業進出」の要件をすべて満たす必要があります。

- 製品等の新規性要件
- 市場の新規性要件
- 新事業売上高要件

これにより、過去に製造していた製品等を再製造等する、既存の製品等の製造方法を変更する等の場合は新事業進出要件を満たしません。

（2）付加価値額要件

付加価値額要件として、補助事業が終わったあと、3～5 年間の事業計画期間において付加価値額、または従業員一人あたりの付加価値額の年平均成長率が、4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定する必要があります。

事業計画には、この付加価値額要件を満たす収益計画を盛り込み、算出根拠とそれらを達成するための取組について具体的に記載してください。

なお、付加価値額要件において、基準値を上回る高い目標値を設定している場合、その高さの度合いと実現可能性を考慮して審査を行います。

（3）賃上げ要件

賃上げ要件を満たすには、補助事業が終わった後の 3～5 年間の事業計画期間において、次のいずれかの基準を満たす水準で賃上げを行う必要があります。

（1）補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を、事業実施都道府県における最低賃金の直近 5 年間（令和元年度を基準とし、令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間をいう。）の年平均成長率以上増加させること

(2) 補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、給与支給総額の年平均成長率を 2.5% 以上増加させること

ただし、要件を満たせない場合は、交付金額を上限として補助金返還の義務を負うこととなりますのでご注意ください。

また、付加価値額要件と同様に、基準値を上回る高い目標値を設定している場合はその高さの度合いと実現可能性を考慮して審査を行います。

(4) 事業場内最賃水準要件

事業場内最賃水準要件とは、補助事業終了後 3～5 年の事業計画期間において、毎年、事業所内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より 30 円以上高い水準であることを求める要件です。

要件の達成状況の確認のため、事業化状況報告時に賃金台帳等の提出が必要で、要件未達の場合、補助金返還義務を負います。

(5) ワークライフバランス要件

ワークライフバランス要件とは、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表していることを求める要件です。

従業員の働きやすい環境の整備を目的としており、仕事と家庭の両立の取組を支援する厚生労働省の情報サイト「[両立支援のひろば](#)」に、策定した一般事業主行動計画を公表する必要があります。

[両立支援のひろば](#)への掲載には、1～2 週間程度の期間を要するため、早めに一般事業主行動計画の策定・公表に向けた準備を行いましょう。

(6) 金融機関要件

金融機関要件により、金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、「金融機関による確認書」を提出する必要があります。

ただし、金融機関等からの資金提供を受けずに自己資金のみで補助事業を実施する場合は提出は不要です。

また、複数の金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等のうち、任意の 1 者からの「金融機関による確認書」のみで要件を満たします。

(7) 賃上げ特例要件

賃上げ特例要件として、以下の要件を満たす場合、既述のとおり補助上限額を上乗せます。

1. 補助事業の実施期間中に給与支給総額を年平均で 6.0%以上増加させること
2. 補助事業の実施期間中に事業場内最低賃金を年額で 50 円以上引き上げること

ただし、目標値未達の場合は補助金の返還義務があるため、無理のない賃上げ計画を立てたうえで申請することが重要です。

参照：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出促進補助金 公募要領](#)

掲載ページ：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出補助金 資料ダウンロード](#)

申請スケジュール

新事業進出補助金の申請スケジュールは、次のとおりです。

- 公募要領公開：令和 7 年 4 月 22 日（火）
- 申請受付開始：令和 7 年 6 月頃（予定）
- 公募締め切り：令和 7 年 7 月 10 日（木）18：00 まで
- 補助金交付候補者の採択発表：令和 7 年 10 月頃（予定）

ワークライフバランス要件を満たすための準備や電子申請のためのアカウント発行などにかかる期間を鑑みて、早めに準備することをおすすめします。

参照：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出促進補助金 公募要領](#)

掲載ページ：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出補助金 資料ダウンロード](#)

申請に関する留意点：保険加入義務について

申請に関する留意点として、公募要領の以下記載のとおり、補助事業者は保険加入義務を負うこととなります。ご理解のうえ、申請を行ってください。

“最低でも事業計画期間終了までの間、補助事業により建設した建物等の施設又は設備を対象として、申請した補助金の補助率以上の付保割合を満たす保険又は共済（補助対象である施設、設備等を対象として、自然災害（風水害を含む）による損害を補償するもの）への加入義務を負います。補助事業者自身が、実績報告時に、保険・共済への加入を示す書類を提出していただき、補助対象物件に対して適切に付保がなされていることを証明いただく必要があります。”

引用：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出促進補助金 公募要領](#)

掲載ページ：[独立行政法人 中小企業基盤整備機構 中小企業新事業進出補助金 資料ダウンロード](#)

まとめ

この記事では、新事業進出補助金の制度概要について解説しました。

今後、新事業や新市場への挑戦を検討されている場合は、ぜひ、本補助金の活用もあわせてご検討ください！

令和7年5月28日 作成：株式会社 Stayway